

# 一般社団法人全国医療通訳者協会

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人全国医療通訳者協会と称し、英文では「National Association for Medical Interpreters」とし、略称を「NAMI」とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第 3 条 本法人は、医療通訳者の専門職の確立や社会的地位向上に努めていくとともに、医療通訳の普及・発展を通して、医療保健場面で通訳を必要とする人々の健康と福利に貢献していくことを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、セミナー、イベント等の企画、運営及び開催
- (2) 医療通訳者の職務に関する知識ならびに技術の向上に関する事業
- (3) 医療通訳者の倫理、能力の向上に関する事業
- (4) 医療通訳者の資格認定に関する事業ならびに普及啓発
- (5) 医療通訳に関する調査研究ならびに出版事業
- (6) 国内外の関係団体との連携
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した医療通訳者を社員とする。

2 社員となるには理事の推薦を受け、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、1ヶ月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。但し、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

2 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第14条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において理事の中から選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、業務執行に伴う費用を支弁することができる。

(取引の制限)

第25条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第28条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第7章 専門委員、部会及び委員会

(専門委員)

第40条 当法人は、必要に応じて若干の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の選任及び解任は、理事会の決議により行なう。
- 3 専門委員は、理事会の要請に応じ助言を行なう。
- 4 専門委員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 専門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 6 専門委員の報酬は、理事会で定めるものとする。

(部会)

第41条 当法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により一部の社員を構成員とする部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第42条 当法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

## 第8章 学会

(学会)

第43条 当法人に学会を置くことができる。

- 2 学会は、医療通訳に関する学術研究ならびにこれに関する事業を行う。
- 3 学会運営のために運営委員会を設置し、学会運営委員長1人を置く。学会運営委員長は、委員会の委員から選任する。

(学会規則)

第44条 学会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める学会規則による。

## 第 9 章 計算

### (事業年度)

第 4 5 条 当法人の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月末日までの年 1 期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第 4 6 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (剰余金の分配の禁止)

第 4 7 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

### (残余財産の帰属)

第 4 8 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 1 0 章 附則

### (最初の事業年度)

第 4 9 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 9 年 1 1 月末日までとする。

### (設立時役員)

第 5 0 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 森田 直美、村松 紀子、岩元 陽子、岩本 弥生、

飯田 奈美子

設立時監事 奥山 巖

設立時代表理事 森田 直美

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 5 1 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

＝省略＝

### (法令の準拠)

第 5 2 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。



以上、一般社団法人全国医療通訳者協会設立のため設立時社員森田 直美他 5名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年 11月 1日

設立時社員	森田	直美
設立時社員	村松	紀子
設立時社員	岩元	陽子
設立時社員	岩本	弥生
設立時社員	飯田	奈美子
設立時社員	佐藤	ペテイー

上記設立時社員 6名の定款作成代理人 行政書士 石下 貴大